

# 特区

企業・スタートアップのための  
特区制度活用ガイド

# Journal

とっくジャーナル

企業編  
創刊号



# ビジネスを 加速させ 未来を拓く

事業成長・新ビジネス創出の戦略的ツール **特区制度**

ここ  
特区から始まる 物流革命。

スタートアップの声<sup>こ</sup>が国のルールを変える

スタートアップを応援！ 特区の開業ワンストップセンター

スタートアップの初期投資を  
「地方創生利子補給制度」が強力にバックアップ

特区の「知りたい」に応えるツール

規制・制度改革 新規提案のステップ

# 特区制度で 未来を拓く

新たな事業を展開する中で、全国一律で制定されている法律などの規制が、実際の経済活動に合わないと感じることがあるかもしれません。

そんな時、「この制度を変えることができれば」と考えたことはありませんか。

特区制度は、国と自治体・事業者が協力し、規制・制度改革を行うことで、国際競争力の強化や地域の活性化などにつなげる制度です。特定の地域だけが対象というイメージがあるかもしれませんが、実際は、地域や主体を問わず、規制・制度改革の提案を受け付けています。

本誌は、企業やスタートアップの皆さまに向けて、特区制度の活用事例や活用方法を紹介し、事業成長に資する制度理解を深めていただくことを目的としています。

「ルールがあるからできない」と立ち止まるのではなく、「ルールを変える」ことで、新たなビジネスがしやすい環境をつくることができます。

特区制度が、皆さまの挑戦をより自由で力強いものとし、未来を拓く一助となれば幸いです。

内閣府 地方創生推進事務局 特区ジャーナル編集部

## contents

04  
事業成長・新ビジネス創出の戦略的ツール  
**特区制度**

06  
特区から始まる  
**物流革命。**

08  
スタートアップの声  
が  
国のルールを変える  
スタートアップを応援！  
**特区の開業ワンストップセンター**

12  
スタートアップの初期投資を  
「地方創生利子補給制度」が  
強かにバックアップ

14  
特区の「知りたい」に応えるツール

15  
規制・制度改革  
新規提案のステップ



特区オリジナル  
キャラクター  
とっくま

特区制度の魅力や取り組みを伝える  
ために生まれたキャラクター。特区  
関連の資料などにご活用ください。

詳しくはこちら



# 事業成長・新ビジネス創出の戦略的ツール

# 特区制度

全国一律で制定されている法律などのルールが、企業の経済活動や地域の実情に合わないことがある。

特区制度は、国と自治体・事業者が協力し、規制改革を行うことで、

国際競争力の強化や地域の活性化などにつなげる制度だ。

特区制度を活用し、規制の特例を提案・創設したり、創設された特例を使ったりすることで、

新たなビジネスがしやすい環境をつくることができる。



## 3つの特区制度

全国の規制・制度改革のニーズを実現するため、3つの特区制度がつくられている。規制・制度改革の提案は随時可能だ。特例の活用を行う場合、全ての自治体で活用できるもの（構造改革特区の特例）と、指定された区域で活用できるもの（総合特区/国家戦略特区の特例）がある。

**構造改革特区**

地域の特性に応じた規制改革を実施

全国どこでも

**総合特区**

先駆的取り組みに国と地域の政策資源を集中

指定区域のみ

※2013年10月以降の指定は見合わせています。

**国家戦略特区**

大胆な規制・制度改革による経済再生

指定区域のみ

# ここ 特区から始まる 物流革命。

## ドローンでつなぐラストワンマイル

地域の課題解決に向けて「地元企業×自治体」が連携

ドローンによるオンデマンド配送の実現へ。

新進気鋭のドローンスタートアップ「イームズロボティクス」、「そらいいな」が  
規制・制度改革を通じてエリア単位×レベル4飛行（有人地帯での目視外飛行）の社会実装に挑む。

福島県・長崎県は、それぞれ離島や中山間地域を有し、

生活インフラや医療体制の維持など、共通する地域課題を抱えている。

そんな中、2024年6月、両県は「新技術実装連携“絆”特区」に指定された。

彼らは自治体と共にどのように規制に立ち向かい、

物流業界に革命を起こそうとしているのか。

## 全国初！ レベル4飛行で鉄道上空を飛行

### イームズロボティクス × 福島県

人が多く生活している有人地帯の上空にドローンの飛行エリアを設定すると、その中に鉄道が入ることも多い。これまで、電車で落下した場合のリスクなどから、飛行の許可・承認を得ることができなかった。

鉄道がある地域でも、エリア単位でのレベル4飛行を行うことができるよう、鉄道会社を含む関係者の理解や協力を得て、2025年12月9日、福島県南相馬市でドローンの飛行実証が行われた。申請エリア内で自由に飛行できるエリア単位での許可・承認を受けた、ドローンのレベル4飛行は長崎に次いで国内2例目。レベル4飛行での鉄道上空飛行は国内初だ。

実証の主体となったのは、ドローンの製造を行うイームズロボティクス株式会社（南相馬市）だ。曾谷英司社長は、「特区の実証事業により、エリア単位での飛行の許可申請をする際の留意事項がクリアになり、国交省やその他の関係者との協議がスムーズに進んだ」と語る。今後は高速道路の上空飛行を目指し、規制改革の取り組みを続けていく。



ドローンは災害時にも役に立ちます  
安全にどこでも飛べる世界をつくらせていきたい

イームズロボティクス株式会社  
代表取締役社長  
曾谷 英司 氏

黄色：申請エリア  
青色：飛行ルート  
緑色：鉄道



## 全国初！ ドローンのエリア単位でのレベル4飛行による配送実証

### そらいいな × 長崎県

全国最多の有人離島を抱える長崎県。日用品や医療品の手配に大きな負担がある地域も多い。こうした地域で利便性の高い配送サービスを提供する手段として注目されているのが「ドローン」だ。

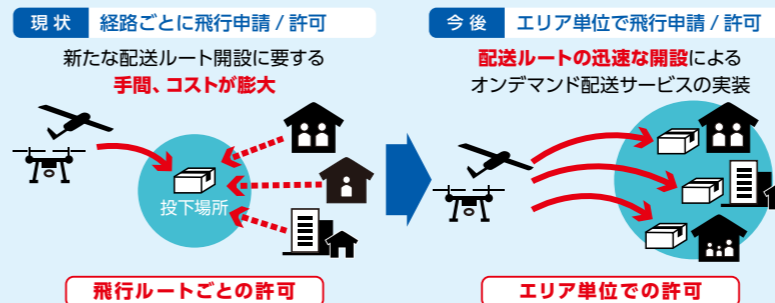
そらいいな株式会社（五島市）は、2022年からドローン配送を行っているが、患者宅や医療機関などの“軒先”まで届けるためには、有人地帯上空を飛行するレベル4飛行が不可欠と考えている。

これまで、レベル4飛行は飛行経路を個別に特定して許可を得たケースしかなかったが、事業者にとっては都度申請を行う負担が大きく、柔軟なルート設定が難しいなど、社会実装の課題となっていた。同社は長崎県と共に特区制度を活用し、飛行経路を特定せず一定のエリア単位でレベル4飛行を可能とするべく国と安全対策などの議論を進めてきた。

その結果、2025年11月20日、新上五島町で全国初のエリア単位でのレベル4飛行による医療品配送実証の実施にこぎつけた。今後も国と協力し、制度改善に取り組んでいく。



長崎で実装されるドローン配送の様子



特区制度により、現状の法規制から一歩踏み込んで、  
国や自治体と実証・実装に向けた協議ができるように

そらいいな株式会社  
代表取締役  
土屋 浩伸 氏



# スタートアップの声が 国のルールを変える!



皆さんの挑戦を  
税制面からも応援します!

事業者の皆様の声を元を実現した特区の特例メニューや、スタートアップを含む事業者の皆様が活用可能な税制メニューの一部を紹介します。特区制度では、スタートアップを含む事業者の皆様からの規制・制度改革提案を随時受け付けています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

官民の垣根を越えた  
人材移動の柔軟化

IT・半導体関連産業  
における人材確保

スタートアップへの  
投資機会・成長資金の供給の拡充

## 創業者の 人材確保の支援に係る 国家公務員退職手当法の特例

国家公務員の企業への転職を促進し、創業者の人材確保を支援するため、スタートアップ企業で働き、一定期間内に再び国の職員になった場合の退職手当の算定について前後の勤続年数を通算する特例。

## 海外の優秀なエンジニアの 在留資格審査の迅速化

自治体による企業の経営状況や業務内容の確認などを要件に、外国人エンジニアの「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請の審査を迅速化するとともに審査期間を明確化する特例。  
対象分野として、IT分野に加え、半導体関連産業分野を2024年に追加。

## ベンチャー・ファンドへの 出資に係る規制の緩和

スタートアップへの投資機会や成長資金の供給の拡充を促進するため、国家戦略特別区域内に主たる営業所又は事務所を有する者が行うプロ向けのベンチャー・ファンドの販売などについて、M&AやIPOなどの実務経験のある者などによる出資額の制限を除外する特例。



## スタートアップが活用可能な 税制メニュー例

### 1. 所得控除 (法人税・法人住民税・事業税)

国家戦略特区内で設立したスタートアップ企業などが実施する対象事業に係る所得の18%を課税所得から控除する制度

対象企業 (主な要件)

設立時期: 設立から5年未満の企業 (国家戦略特区の指定後の設立)  
対象分野: IoT、医療 (高度な医療の提供に資する事業)

### 2. エンジェル税制 (所得税)

国家戦略特区内のスタートアップ企業などに対して、出資した個人の総所得金額から一定額を控除する制度

対象企業

中小企業: 設立後5年未満で「医療」、「バイオ」、「農業」分野に関する事業を実施する企業  
小規模企業: 設立後3年未満で設立時から一定の雇用増加が見込まれる企業 (分野限定なし)

### 3. その他 (国際競争力強化に資する税制措置)

#### ● 設備投資促進税制

国家戦略特区内で「医療」、「国際」分野の事業を実施するために設備投資を行う企業を税制支援 (特別償却又は税額控除)

#### ● 民間都市再生事業に対する課税の特例

国家戦略特区法に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画が認定されると都市再生特別措置法の民間都市再生事業計画の認定があったとみなして税額支援

#### ● 土地供給者に対する税制支援

国家戦略特区内で、高度な医療や国際分野に関する一定の公益的施設の整備などを実施する者に対し、土地を譲渡した場合の税制支援

本制度を活用に当たっては、所定の期限までに手続きなどを完了させる必要があります。ぜひお早めにお問い合わせください。その他の詳しい要件・手続きについては、HPをご覧ください。

# スタートアップを応援！ 特区の開業ワンストップセンター

起業する時に必要な、登記・税務・年金、定款認証など各種申請の窓口を集約。  
各種手続きの相談・対応支援を総合的に実施。  
地域のインキュベーション施設に併設されているところも多い。  
現在全国12か所に設置されている。



**A 福岡市 Fukuoka**  
併設するインキュベーション施設  
**Fukuoka Growth Next (STARTUP CAFE内)**

**B 北九州市 Kitakyushu**  
併設するインキュベーション施設  
**COMPASS小倉**

**C 熊本県 Kumamoto**  
併設するインキュベーション施設  
**びぶれずイノベーションスタジオ**

**D 加賀市 Kaga**  
併設するインキュベーション施設  
**加賀市イノベーションセンター**

**E 沖縄県 Okinawa**  
併設するインキュベーション施設  
**Startup Lab Lagoon NAHA**

**F 愛知県 Aichi**  
併設するインキュベーション施設  
**STATION AI**

**G 仙北市 Semboku**  
併設するインキュベーション施設  
**コワーキングスペースORENCHI**

**H 仙台市 Sendai**  
併設するインキュベーション施設  
**仙台市起業支援センター アシスタ**

**I つくば市 Tsukuba**  
併設するインキュベーション施設  
**つくばスタートアップパーク**

**J 東京都 Tokyo**  
併設するインキュベーション施設  
**JETRO Innovation Garden (赤坂)  
plug and Play Shibuya (渋谷)  
Tokyo Innovation Base (有楽町)**

上記の区域をはじめ国家戦略特区区域では、  
スタートアップ企業との連携・新事業創出に力を入れています。  
特区制度活用について直接区域窓口へご相談したい方はこちら！

国家戦略特区  
区域窓口

**スタートアップを支援する特区の制度  
雇用労働相談センター**

スタートアップ企業などから、日本の雇用ルールや労務管理に関する相談に対して、弁護士や社会保険労務士が対応。  
全国8か所(北海道、仙台市、新潟市、東京圏、愛知県、関西圏、広島県・今治市、福岡市)に設置。

**よくあるご質問**

- スタートアップなので、優秀な人材に労働時間の配分を委ねた自由な働き方をしてもらいたいと考えています。全員に裁量労働制を適用できますか？
- スタートアップ企業なので、当面はフリーランスの人と業務委託契約を結んで仕事をしておこうと考えています。注意事項はありますか？

**雇用労働センター**についてはこちら

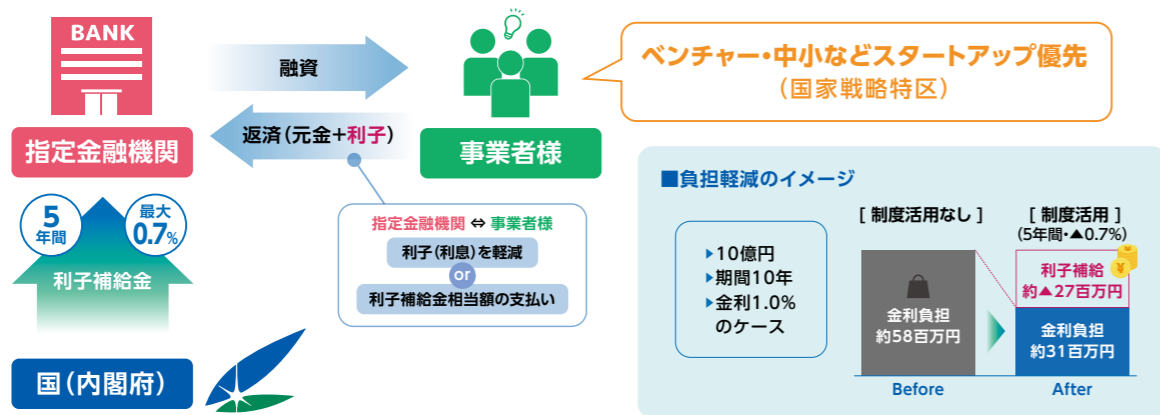
地域を動かすあなたのビジネスに「利子補給の追い風」を

# スタートアップの初期投資を「地方創生利子補給制度」が強力にバックアップ

画期的なアイデアを社会実装しようとするスタートアップなどの企業にとって、設備投資や研究開発などにかかる初期投資は大きな壁となります。「地方創生利子補給制度」は、自治体の計画（地域経済の活性化など）に寄与する事業に対し、国が金融機関を通じて利子補給金を支給する仕組みです。金融機関からの融資利息を大きく軽減することで、キャッシュフロー改善、成長スピードアップなどが可能です。

## 利子補給制度とは

💡 5年間・最大0.7%の利子負担（初期投資）が軽減



💡 他の資金調達手段との「併用」が可能

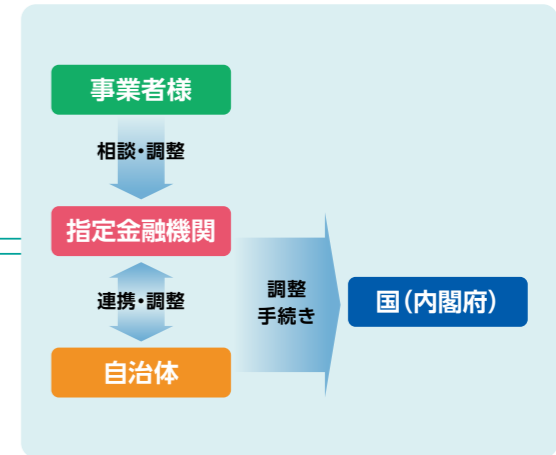


## ご利用の流れ 応募から受給までのイメージ

### 1. 事前相談

まずはメインバンクなどへ  
ご相談

まずは、メインバンクなどの担当者へ「内閣府の利子補給制度が活用できないか」と前広にご相談を!



### 2. 応募

事業募集は例年5回

募集期間(4月、7月、10月、12月、2月の初旬など)に、応募!

### 3. 利子補給契約

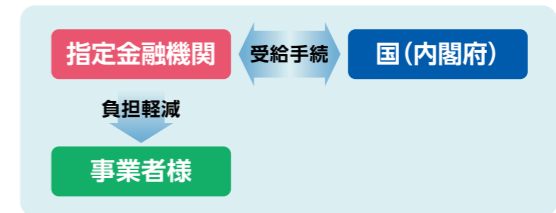
指定金融機関との融資契約締結後、国と指定金融機関が利子補給契約を締結!



### 4. 受給

指定金融機関が受給手続きを実施!

※指定金融機関との融資契約の内容に応じて、間接又は直接に負担軽減が受けられる!



## 活用事例

株式会社BFAIセミコンダクタソリューションズ様(愛知県)

半導体検査工程革新AIシステムの研究・開発

利子負担軽減による後押し



- 人の目に頼っていた半導体の外観検査を自動化!
- 検査精度向上のための再学習の機能化!
- 不具合・欠陥原因の究明可能化も目指す!

制度の詳細など、ご不明な点はお気軽に事務局へご相談ください

内閣府地方創生推進事務局(利子補給担当)

Tel : 03-5510-2473

Mail : rishi.hokyu@cao.go.jp

詳しくはウェブサイトも!

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rishihokuyuu/index.html>



Web打合せ・伴走支援・サポートなど可能です! ご不明な点などお気軽にご連絡願います!

# 特区の「知りたい」に応えるツール

特区の使い方や事例を知りたいなら



「特区の手引き」



「特区の活用事例」



特区の特例を知りたいなら



特区ホームページ

(特例メニュー検索)



特区の生の声を知りたいなら



地方創生 no+e

(インタビュー記事など)



動画でわかりやすく解説

ホームページの活用方法を動画でご紹介しています



特区制度紹介動画 (YouTube)



特区制度再生リスト



最新ニュース・イベント

X (Twitter) facebook



法律などの規制が事業の障壁となっていないか

# 規制・制度改革 新規提案のステップ

内閣府 地方創生推進事務局は、新たな規制・制度改革の提案を随時募集しています。提案内容の実現に向けて、皆様をサポートします。



新たな提案、特例の活用

何でもお気軽にご相談ください

## 内閣府 地方創生推進事務局 特区制度担当

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎  
Tel : 03-5510-2472 Mail : i.kokkatoc@cao.go.jp

国家戦略特区担当  
Tel : 03-5510-2472  
Mail : i.kokkatoc@cao.go.jp



構造改革特区担当  
Tel : 03-5510-2466  
Mail : toc@cao.go.jp



総合特区担当  
Tel : 03-5510-2467  
Mail : sogotoc@cao.go.jp



特区制度について

3つの特区制度の情報を一か所にまとめて発信しています。

詳しくはコチラ





内閣府 特区制度

検索

特区制度を活用し、規制の特例を提案・創設したり創設された特例を使ったりすることで、  
地域課題の解決や新たなビジネスがしやすい環境をつくることができます。

皆様からの提案・活用のご相談をお待ちしています。

内閣府地方創生推進事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎

ご相談は  
こちら

全体/国家戦略特区担当 ▶ [i.kokkatoc@cao.go.jp](mailto:i.kokkatoc@cao.go.jp)

構造改革特区担当 ▶ [toc@cao.go.jp](mailto:toc@cao.go.jp)

総合特区担当 ▶ [sogotoc@cao.go.jp](mailto:sogotoc@cao.go.jp)

特区制度に  
ついて▶

